千葉県教育委員会教育長 (千葉県立 高等学校長)

千葉県公立高等学校等奨学のための給付金(**家計急変**) 給付申請書

申請する際は、<u>下記の事項について必ず確認</u>し、□にレ印を付け、署名してください。

- ・この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。また、この申請書に虚偽の記載があった場合には、 千葉県教育委員会教育長又は校長の求めに従い、その全額を即時返還します。
- ・この申請の対象となる高校生等について、千葉県以外の都道府県に奨学のための給付金の申請を行っていません。
- ・私の世帯は、現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受給していません。
- ・この申請の対象となる高校生等は、児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費 (母子生活支援施設の高校生等を除く))の支弁対象ではありません。
- ・この申請書及び添付書類の内容について、千葉県教育委員会教育長又は校長が市町村等の関係機関に対し、 照会を行うことに異存ありません。
- ・奨学のための給付金支給に必要な事務手続きを学校設置者に委任することを了承します。

(必ず署名すること) 申請者(保護者等)氏名

千葉県公立高等学校等奨学のための給付金事業(家計急変)取扱に規定する給付の対象者に該当するので、同取扱第7条の規定により下記のとおり申請します。

以下の空欄に、保護者等が記入してください。

※印のところは、該当のものを○で囲んでください。

	〒	(番地・アパート名も記入)	ふりがな	
申請者 (保護者等) 住所	TEL		申請者氏名	

【1】対象となる高校生等について

,	ふりがな		生年	月日			年		月	日	
	氏名			入学年月 の学年			年	月			年
在学校	学校の名称										
校	区分	※ 国立 · 都道府県立 ·	市立 (全日	制 • 定	三時制	通信管	制 •	専攻科)		
	•	学校名・課程	在学	期間			在学中	コの給付金	受給回	数	
	の高等学校等 ける在学期間	立 学校 ※(全日制·定時制·通信制·専攻科)		年 年	月~ 月	なし	1回	2回 3回	日 4日	不明	
(C40)	0.91年1291日	立 学校 ※(全日制·定時制·通信制·専攻科)		年 年	月~ 月	なし	1回	2回 3回	日 4日	不明	

【2】扶養親族等の状況について

申請日現在で、以下に該当する兄弟姉妹の状況を記入してください。
・15歳(サブニを除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹

(平成13年7月3日~平成21年4月1日生まれ)

・高校生である兄弟姉妹

	続柄					職業、学校名・学	年・課程
扶養	(高校生等本 人から見た場 合)	氏名	生年月日			高校生等の場合、該当するものに ✓ をする	詳細
して	本人		[1] 8	こ記載し	した高校	生等(【1】に記載しているため、省略)	
いるお	兄・姉・ 弟・妹		年	月	日	(通信制·専攻科以外) □国公立 □私立 (通信制·専攻科) □国公立 □私立	
子様の	兄・姉・ 弟・妹		年	月	日	(通信制·専攻科以外) □国公立 □私立 (通信制·専攻科) □国公立 □私立	
状況	兄・姉・ 弟・妹		年	月	日	(通信制·専攻科以外) □国公立 □私立 (通信制·専攻科) □国公立 □私立	
*	兄・姉・ 弟・妹		年	月	B	(通信制·専攻科以外) □国公立 □私立 (通信制·専攻科) □国公立 □私立	

※対象となる高校生等本人以外に15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄弟姉妹が扶養されている場合、上記「扶養親族等の状況について」の欄に記入の上、扶養を誓約する書類を添付してください。

194-19	-	0

【3】保護者等の収入の状況についてアからオまでのうち、該当する□にレ点を付けてください。

次の者の家計の状況の確認書類を提出します。

ア	親権者(両親) 2名分
	親権者 1 名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。)
イ	・未婚、離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が2名存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の収入を証明する書類が提出 できない場合
	未成年後見人()名分
ウ	・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分)
	※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
.TE.	対象となる高校生等の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)()名分
3,54	・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合等
オ	対象となる高校生等本人
~	・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

家計の状況について

給与収入状況(家計急変後、3カ月分の金額を記入) 家計急変月:	月
-------------------------------------	---

		保護者等①	給与額	(収入額)			保護者等②	給与額	(収入額)	
家計急変月後 1カ月目	A				円	A				円
家計急変月後 2カ月目	В				円	В				田
家計急変月後 3カ月目	С				円	С				円
平均額 (A+B+C/3)	D				円	D				円
年間収入(所得)額 (D×12)					円					円

所得額の計算(給与収入者以外の場合記入)

		売 上	経 費	所得額(売上-経費)
保	家計急変月後 1カ月目	円	円	A 🖺
護者等	家計急変月後 2カ月目	P	H	В 円
1	家計急変月後 3カ月目	PI	H	С Д
保	家計急変月後 1カ月目	н	P	А 円
護者等	家計急変月後 2カ月目	円	円	В 円
2	家計急変月後 3カ月目	Ħ	円	С 円

上記の記載事項は、	保護者等の収入として	事実と相違ないこ	とを誓約いたします。

保護者等①	保護者等②
氏名(署名)	氏名(署名)

※申請後に年間収入(所得)見込額に変更があった場合は、必ず申し出ること。

【4】災害等に起因して家計が急変した場合で、災害等により制服が喪失・棄損した場合は、次の口にレ点を付けてください。

□ 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・棄損したため、千葉県公立高等学校等奨学のための給付金事業(被災生徒制服補助)取扱第4条の給付を併せて申請します。

※家計急変事由が災害によるものではない場合等、家計急変の申請時期と被災生徒制服補助の申請時期が異なる場合は、別途「千葉県公立高等学校等奨学のための給付金(被災生徒制服補助)給付申請書」を提出のこと。

【留 意 事 項】

- 1 過去に国公私立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。) 又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、本給付金の受給 資格はありません。
- 資格はありません。 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。 不正に奨学のための給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)による措置費等の支弁対象となる高校生等であっ て、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く)が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。